

徳島県個人情報保護審査会答申第135号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成31年3月〇日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇年度の私と県が協議（伯父）名義の〇〇川河川敷の川底の権利は無いと回答した、課内の協議及び、伺い書等の書類全部 漁業調整課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年4月2日、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月4日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年8月27日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為^{おう}を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、本来、電話で回答した内容の伺い書類を求めたものであり、出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 平成31年3月〇日に審査請求人が県に電話をかけてきた際に、県担当者が〇〇川の漁業権の扱いについて回答した。開示請求があった文書は、この回答をするに当たり課内で協議、報告を行うために作成した文書等であると判断した。
- (2) 実施機関では、この電話の回答に当たっては、課内の協議文書や報告文書等は作成しておらず保有していない。
- (3) 以上により、開示する文書が存在しないことから、条例第15条第2号の「開示請求に係る個人情報に保有していないとき。」に該当するため、条例第20条第3項により開示請求拒否とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書、審査請求書及び実施機関の弁明書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成31年3月〇日に審査請求人が漁業調整課に電話をかけ、川底に伯父名義の土地があると審査請求人が主張する〇〇川における漁業権の取扱いについて質問したことに対して、同課の職員が回答するに当たって、課内での協議又は報告に供するために作成又は取得した書類並びにその決裁文書であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、平成31年3月〇日に審査請求人が漁業調整課に電話をかけてきた際、同課の職員が〇〇川の漁業権の扱いについての質問に回答したが、その回答に当たって漁業調整課内での協議文書や報告文書等は作成されておらず、本件請求に係る保有個人情報は保有していなかったとのことである。

イ 審査請求人は、審査請求書で、「本来、電話で回答した内容の伺い書類を求めた」と主張しているが、漁業調整課の職員は、審査請求人がかけてきた電話への対応として発言するに至ったのであるから、事前に電話で回答した内容について課内協議や決裁が行われていなくとも不自然ではない。

ウ また、審査請求人は、漁業調整課の職員が審査請求人の質問に回答したという平成31年3月〇日に本件請求を行っていることから、本件請求時点で報告文書等の作成が行われていなかったとしても不自然ではない。

エ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年8月27日	諮問
令和4年3月11日	審議（第140回審査会）
同 年5月13日	審議（第141回審査会）
同 年6月10日	審議（第142回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長